

令和3年5月20日から避難情報に関するガイドラインが改定されました。

警戒レベル4 避難指示

で必ず避難

避難勧告は廃止です

新しい避難情報に関するガイドラインの警戒レベル

高

警戒レベル5
緊急安全確保*

災害が発生・切迫し、警戒レベル4の発令により求める指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性があると考えられる場合に発令されます。

命の危険 直ちに安全確保!

- 命の危険が迫っています、直ちに安全を確保してください。
- 少しでも浸水しない高い場所や、少しでも土砂災害の危険が少ない場所へ移動し、命を守ってください。

<警戒レベル4までに必ず避難!>

危険度

警戒レベル4
避難指示

災害発生のおそれが高まったときに発令されます。

危険な場所から全員避難

- 指定緊急避難場所や近隣のより安全な場所・建物等への「立退き避難」を基本とする避難行動をとりましょう。
- 立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として「屋内安全確保」を行いましょう。

警戒レベル3
高齢者等避難

災害発生のおそれが高まったときに発令されます。

危険な場所から高齢者等は避難

- 高齢者や子ども、体の不自由な人等、避難行動に時間を要する方やその支援者の方は避難行動を始めましょう。
- それ以外の方も必要に応じ、危険を感じたら自主的に避難行動を始めましょう。

※災害の発生状況が把握できていない場合などは、警戒レベル5が発令されない可能性があります。



▲この表紙の「内水ハザードマップ」が変更になりました



▲「内水ハザードマップ」のホームページはコチラ

「コ」が変わりました

避難情報の種類と取るべき行動

低	① 避難準備・高齢者等避難開始	災害により、今後「避難勧告」や「避難指示(緊急)」を発令することが予想される場合に発令します。 ●避難に時間を要する方(ご高齢の方、障がいのある方、小さなお子様がいる方など)とその支援者は、避難を始めください。 ●その他の方は、避難の準備をしてください。
緊急性	② 避難勧告	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令します。 ●速やかに避難場所へ避難をしてください。 ●外出することでかえって命の危険が及ぶような状況では、近くのより安全な場所への避難や、自宅(あるいは自分が今いる場所)内のより安全な場所に避難しましょう。
高	③ 避難指示(緊急)	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令します。 ●まだ避難していない方は、緊急に避難場所へ避難をしてください。 ●外出することでかえって命の危険が及ぶような状況では、近くのより安全な場所への避難や、自宅(あるいは自分が今いる場所)内のより安全な場所に避難しましょう。

【注意】必ずしも①、②、③の順に発令されるとは限りません。また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を始めてください。

災害用伝言ダイヤルを活用する

NTT西日本災害用伝言ダイヤルの利用方法の例

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行ってください。

地震や洪水などの大災害発生時は、電話利用が爆発的に増加し、電話が繋がりにくい状況が1日～数日間続くことがあります。このような場合は、「災害用伝言ダイヤル」が開設されます。このサービスは、大規模な災害が発生した場合、「声の伝言板」(安否情報)の役割をする電話サービスです。被災地内やその他の地域の人々との間で伝言の録音・再生をすることができます。

※災害時、公衆電話は優先的に通話できます。



平成31年2月作成の「内水ハザードマップ」から、山国川学習館・松尾児童公園・和田公民館が廃止、和田コミュニティーセンターが追加になりました。